

砂川市条例第9号
令和8年3月18日

砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例（平成10年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「非常勤職員には」の次に「、年額」を加える。

別表（第2条関係）中

「

選挙管理委員会委員	月額	30,600	委員長又は会長には、2,000円 を加給する。
農業委員会委員	月額	39,900	

」

を

「

選挙管理委員会委員	月額	30,600	委員長又は会長には、2,000円 を加給する。
農業委員会委員	月額	15,960	
	年額	市長が別に定める額	上限額を287,280円とする。

」

に改める。

第2条 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）鳥獣被害対策実施隊員の項中「、3,700円」を「1回当たり4,800円」に、「、1,800円」を「1頭当たり4,500円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された農業委員会委員の報酬は、新条例の規定による報酬の内払とみなす。